

適用期間：始期日が 2025 年 3 月 30 日以前の契約（2025 年 3 月 29 日午後 12 時までお手続き分）

※始期日が 2025 年 3 月 31 日以降の契約（2025 年 3 月 30 日午前 0 時以降お手続き分）からは、対象となる感染症の規程が一部変更になります（4 ページ赤字部分が変更になります）

学童クラブ職員保険

■保険期間：申込日の翌日午後 4 時から 1 年後の同日午後 4 時までの 1 年間

■年間保険料：2,400 円

■補償概要と保険金額

【賠償事故等に関する補償】

被保険者が保険期間中に、被保険者の業務遂行に起因する以下①～⑤の事由により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償いたします。

補償項目	保険金額（支払限度額）
①対人事故への補償	800 万円 (ただし、左記②は 20 万円)
②対物事故、受託物の損壊・紛失・盗取・詐取への補償	
③経済的損失への補償	
④個人情報漏えいへの補償	
⑤人格権侵害への補償	
⑥弁護士への相談費用を含む初期対応費用	
⑦第三者とのトラブル解決のための弁護士等の相談費用・文書作成費用等	10 万円
⑧飛沫、曝露等の職業感染による検査費用補償	2 万円

【感染症罹患に関する補償】

被保険者（補償を受ける方）が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に対象となる感染症を発症し、その直接の結果として、発症日からその日を含めて 180 日以内に死亡、入院、通院・自宅待機をした場合に下表の保険金・見舞金をお支払いいたします（対象となる感染症は本紙末尾に記載の通りです）。

補償項目		保険金額
死亡保険金額		60 万円
入院見舞金	入院日数 31 日以上	5 万円
	入院日数 15 日～30 日	2 万円
	入院日数 8 日～14 日	1 万円
	入院日数 1 日～7 日	7 千円
通院・自宅待機見舞金 *	通院・待機日数 30 日以上	5 万円
	通院・待機日数 16 日～29 日	2 万円
	通院・待機日数 11 日～15 日	1 万円
	通院・待機日数 1 日～10 日	7 千円

*「新型コロナウイルス感染症」罹患時の通院・自宅待機見舞金は、補償対象外です。

<ご注意>

- ・入院見舞金および通院・自宅待機見舞金を合算して、保険期間中の支払限度額は 80 万円です。
- ・初年度契約に限り、契約日からその日を含めて 10 日の間に発病した場合は、補償対象となりません。
- ・発病日は、医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とし、発病日以降の入院、通院・自宅待機期間が補償対象となります。
- ・同日に通院と自宅待機が発生した場合は、その日を自宅待機日とみなし、通院日数には数えません。
- ・同一の感染症については、保険期間中 1 回のみ対象となります。
- ・同時に 2 種類の感染症を発病した場合、見舞金の支払は重複しては行いません。
- ・感染症に罹患したことによる新たな疾病については、対象となりません。
- ・治療が 2 つ以上の保険期間に渡る場合は、発病日が属する保険期間での一回の罹患とみなします。

※パンフレットは以下のサイトでご確認いただけます。

<https://www.medical-ssi.co.jp/brochure.html>

対象となる感染症【始期日が 2025 年 3 月 30 日以前の新規・継続契約】

- 1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（表中【法】と記載）、同施行令（表中【政令】と記載）、同施行規則（表中【省令】と記載）に定める「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、「新感染症」及び「その他会社が認める感染症」を対象とします。ただし、法令の改正により変更される場合は事故時点で当該法令に記載された感染症を対象とします。

分類	感染症名
一類感染症	【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	【法】急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症を除く。）の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。以下「特定鳥インフルエンザ」という。）
三類感染症	【法】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四類感染症	【法】E 型肝炎、A 型肝炎、黄熱、Q 熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、マラリア、野兔病 【政令】ウエストナイル熱、エキノコックス症、エムボックス、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 S F T S ウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺炎症候群、B ウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
五類感染症	【法】インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】アメーバ赤痢、R S ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、感染性胃腸炎、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症を除く。）、ジアルジア症、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症
指定感染症	該当なし
新感染症	該当なし

※「新型コロナウイルス感染症」（名称が変更となった場合は変更後の名称）の通院・自宅待機見舞金は不担保とします。

【その他会社が認める感染症】

疥癬、成人 T 細胞白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症

2025 年 3 月 24 日現在

対象となる感染症【始期日が 2025 年 3 月 31 日以降の新規・継続契約】

- 1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（表中【法】と記載）、同施行令（表中【政令】と記載）、同施行規則（表中【省令】と記載）に定める「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、「新感染症」及び「その他会社が認める感染症」を対象とし、法令の改正により変更される場合は事故時点で当該法令に記載された感染症を対象とします。ただし、「五類感染症」については下表に記載された感染症に限るものとします。

分類	感染症名
一類感染症	【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	【法】急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症を除く。）の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。以下「特定鳥インフルエンザ」という。）
三類感染症	【法】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四類感染症	【法】E 型肝炎、A 型肝炎、黄熱、Q 熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、マalaria、野兔病 【政令】ウエストナイル熱、エキノコックス症、エムボックス、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 S F T S ウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニバウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺炎症候群、B ウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
五類感染症	【法】インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】アメーバ赤痢、R S ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、感染性胃腸炎、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症を除く。）、ジアルジア症、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症
指定感染症	該当なし
新感染症	該当なし

※「新型コロナウイルス感染症」（名称が変更となった場合は変更後の名称）の通院・自宅待機見舞金は不担保とします。

【その他会社が認める感染症】

疥癬、成人 T 細胞白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症

メディカル少額短期保険（株）